

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ・最新動向について

全国申請状況2010.10.5 速報版

NEWS・お知らせ

『公益法人管理識者特別セミナー』

.....2010.10.21・22 セミナー開催！

今月の TOPIX

理事の任期について

.....よくいただくご質問より

公益法人協会等からのお知らせ・最新動向について

全国申請状況 速報版

全国申請状況

～統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 22 年 9 月末時点:全国の申請状況(平成 20 年 12 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日)

行政庁からのお知らせ詳細 >>>

<http://bit.ly/bl1QoF>

NEWS ・ お知らせ

『第 33 回 公益法人管理識者特別セミナー』

主催：全国公益法人協会

第 2 日 10 月 22 日(金)第 4 講座 およびその後のパネルディスカッションにおいて、
篠原公認会計士事務所グループ代表 篠原 俊が講師、パネラーを務めます！

会 期：10 月 21 日(木)・10 月 22 日(金)

会 場：東京ガーデンパレス (2F：高千穂) 東京都文京区湯島 1-7-5

講 師(講演順)および研修内容・スケジュール

第 1 日 10 月 21 日(木)

第 1 講座 13:00～14:30

亀岡 保夫氏：平成 20 年公益法人会計基準の事前適用の利点と留意点

第 2 講座 14:40～16:10

和田 一夫氏：認定・認可後を見据えた平成 20 年基準による会計システムの構築

個別相談 16:20～17:30 亀岡 保夫氏 和田 一夫氏

第 2 日 10 月 22 日(金)

第 3 講座 9:00～10:30

渋谷 幸夫氏：移行認定をパスした法人の申請書事例の解説と申請実務への反映

第 4 講座 10:40～12:00

篠原 俊：一般移行認可申請書の何処の何を重点的に審査するのか

第 5 講座 13:00～14:30

中田 ちずこ氏：移行認定・認可申請をサポートする中で何が問題となったか

パネルディスカッション 14:40～16:00

～ 移行認定・認可申請の審査の動向と今後の展望 ～

佐竹 正幸氏、遠島 敏行氏、吉田 忠彦氏、篠原 俊

司会：富永さとる氏（全国公益法人協会客員研究員） 質疑応答

パネルディスカッション・質疑応答が終わり次第 個別相談

渋谷 幸夫氏、中田 ちずこ氏、富永 さとる氏、篠原 俊

詳細はこちら、セミナー情報より >>> <http://www.shinohara-cpa.com>

=====
今月の TOPIX

「理事の任期」について 移行をまたぐ任期の取扱い等

- - 最近よくいただく質問より

最近、お客様から「理事の任期」について何件か質問をいただきましたので、今回はこの話題に焦点をあててみたいと思います。

まず前提として、新制度の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会(定時評議員会)の終結の時まで(以下、「 」とする)とされています。また、理事の任期は、定款又は社員総会の決議によって短縮することができますが、伸ばすことはできません。では、移行をまたぐ場合についてはどう考えたらいいのでしょうか。

理事の任期を、旧定款では選任後3年間、定款の変更案では としている法人のケース
・H22.10月に移行の登記をした際の、H20.6月末の定時社員総会で選任された理事の場合
(事業年度:4/1~3/31とする)

旧定款上の任期 H23.6月末の定時総会まで
新制度での任期 H22.6月末の定時総会まで
当該理事の任期 H22.10月の移行の登記をもって任期満了とする

結論 : 選任後の期間がすでに一般社団・財団法人法上の理事等の任期()を
超過している場合、移行と同時に任期が満了するものと考えます。

理事の任期を、旧定款では4月から翌々年3月までの2年間、定款の変更案では とする法人のケース
・H22.10月に移行の登記をした際の、H21.3月に選任されて同年4月から就任した理事の場合
(事業年度:4/1~3/31、特例民法法人としての最後の社員総会を12月末(=移行の登記後)とする)

旧定款上の任期 H23.3月末まで
新制度での任期 H22.12月末の社員総会まで
当該理事の任期 H22.12月末の社員総会をもって任期満了とする

結論 : 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する(定時)社員総会まで、
特例民法法人としての最後の事業年度終了後(移行の登記後)に社員総会を開催
する場合、当該社員総会を定時社員総会とみなして任期を計算します。

注)理事の任期の起算点は、「選任時」(選任決議をした時)とする。

まとめ

特例民法法人の理事の任期は、移行登記前までは旧制度の任期が適用されますが、
移行登記後は、一般社団・財団法人の任期の規定()に従うことになります。

参照資料 FAQ 問 - 4 - 、問 - 4 - 、問 - 4 - >>> <http://bit.ly/bgBgtI>

<スタッフより>

暑かった夏もどこへやら、10月に入って随分涼しくなってきました。3月決算法人におかれましては、下半期になり来年度に向けての準備が少しずつ始まっているところではないでしょうか。特に来年度に公益移行認定申請を検討されている場合、来年度の予算について事業区分や事業費・管理費を見直した上で、損益ベースで作成する準備は整っていますか。来年度の申請手続きをスムーズに進めるためにもこの下半期、計画的な準備が大切となります。申請準備に関するご質問等ございましたら、お気軽にご相談ください。本メルマガに対するご感想・ご意見もお待ちしております。(徳田)

ご要望・ご感想

・ ・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
